

砥 部 町 長 佐 川 秀 紀 様
砥 部 町 議 会 議 長 中 島 博 志 様
砥部町教育委員会教育長 武 智 省 三 様

砥 部 町 監 査 委 員 影 浦 浩 二
砥 部 町 監 査 委 員 山 口 元 之

令和元年度 定期監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、その結果について同条第 9 項の規定により次のとおり報告する。

1 監査事項

財務会計システムにおける内部統制について

2 監査の実施日

令和元年 11 月 21 日（木）

3 監査の目的及び着眼点

(1) 目 的

支払に関する事務が、必要な内部統制のもとで行われる体制となっているかどうかについて監査した。すなわち、システムにおける統制が事務決裁規程に従って構築されていること、また人為的な誤謬等を防止するための必要な統制が構築されているかどうかについて監査を実施した。

(2) 着眼点

現在稼働している財務会計システムに関して、次のような統制が適切に構築され、機能しているかどうか。

- (ア) 砥部町会計規則第 42 条に反する兼票をできない統制
- (イ) 砥部町事務決裁規程第 4 条の別表どおりの決裁権者区分となる統制
- (ウ) 予算のない科目、金額は起票できない統制
- (エ) ID、パスワードによる入力統制
- (オ) 支出負担行為を必要とするものについては、支出負担行為なしで支出命令が起票できない統制
- (カ) 予算の補正入力のシステム統制

4 監査の方法

上記 (ア) ~ (カ) の観点について、担当課の説明を受けるとともに、財務会計システムが導入されている端末を実際に使用し、構築されている統制内容を確認した。

5 監査の結果

監査の結果、財務会計システムを利用して起票するに当たって、必要十分なシステム統制が構築され、運用されていることを確認した。

なお、(エ) ID・パスワードによる入力統制に関して、職員に対して定期的な変更は求めているものの、推測可能なもの(例えば続き番号、生年月日、住所等)を禁止し、容易に推測できない ID・パスワードを要求することも全般統制としては重要である。

財務会計システムに限らず、多様化・複雑化する行政事務に対して迅速かつ適切に対応するため、システムは欠かすことのできない存在である。今後においても、必要十分なシステム統制が構築、運用されているかを定期的に見直し、公正かつ適正な支出事務の執行に努められたい。

以上